

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月12日
【会社名】	ターボリナックス株式会社
【英訳名】	Turbolinux, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 広一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	03-5766-1892
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	03-5766-1892
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 50,832,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 993,312,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行なわれない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	120個
発行価額の総額	50,832,000円
発行価格	1個につき423,600円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年4月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ターボリナックス株式会社 経営企画管理本部
払込期日	平成21年4月2日
割当日	平成21年4月2日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成21年3月12日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		China Satcom Investment Ltd	
割当新株予約権数		120個	
払込金額		50,832,000円	
割当予定先の内容	住所	11/F., Front Block, Hang Lok Building, 128-130 Wing Lok St., Sheung Wan, HK	
	代表者の氏名	Costsaver Holdings Limited	
	資本の額	1万香港ドル	
	事業の内容	投資業	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
当該証券の保有に関する事項		該当事項はありません	

(注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

2. 割当予定先の選定理由：当社は現在、早期黒字化を達成することを経営目標に、事業の再構築と組織の抜本的改革を推進しております。具体的な経営目標である早期黒字化を実現すべく、既存事業の再構築、ならびに企業価値を高め、業績に貢献できる事業への進出を推進しております。さらに経営管理体制の強化充実が上場企業として存続し、今後の成長を継続していくために不可欠な要素であると認識し、組織体制の整備に注力しており、当該目的を達成するために資本増強が不可欠であると考えます。割当先を選定するにあたって、当社の経営方針、将来的な目標を理

解していただき、ご協力いただけるという視点からパートナーの選定を主眼といたしました。当社グループは、中国を今後の当社グループの主力市場と見据えていることから、中国に拠点を持つパートナーを検討していたところ、当社の業務提携先である中国衛通網絡通信有限公司から今回の割当先であるChina Satcom Investment Limitedをご紹介頂き、今回の新株予約権の行使により投資した資金の大部分が、中華人民共和国（以下「中国」といいます。）において、中国電信集团公司、北京銀信網創科技有限公司、中国農業銀行、中国民生銀行及び華夏銀行が合作事業として推進する中国電信集团公司の次世代ネットワーク（以下「NGN」といいます。）及びIP網を利用した固定及び携帯電話決済サービス事業（以下「本合作事業」といいます。）に使用され、当社の収益構造を大きく改善することにより、当社の企業価値の向上に繋がることにご理解を頂き、China Satcom Investment Limitedに今回の第三者割当により新株予約権の引受のご提案賛同をいただいたものであります。また、当社は割当先選定にあたって、当社の経営に関して現経営陣がリーダーシップを取れることを条件にしており、China Satcom Investment Limitedにつきましては、保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことの内諾をいただいていることを加味した上で、今回の割当先選定に至りました。

今回、China Satcom Investment Ltdを割当予定先に選定した理由は下記のとおりです。

当社の経営課題に対する理解が共有できていること

資金面を含む、当社に対する全面的な協力を約束して頂いたこと

China Satcom Investment Limitedという投資ファンドの特色上、今後も企業のみではなく、様々な分野での専門的な知識や能力を持つ、個人のファンドへの参加の可能性、そのファンドがもつ人脈や、ノウハウの当社への提供は現時点のみではなく将来においても当社にメリットがあると判断した為

また、当社は同割当予定先が反社会的勢力でないことの誓約を同割当予定先より受けております。

3. 第三者割当による新株予約権発行の方法を選択した理由

今回の増資を第三者割当による新株予約権発行による資金調達とした理由は以下のとおりです。

新株予約権という性質上、行使される時期は確定できませんが、割当予定先であるChina Satcom Investment Limitedとは、当社の本合作事業及び既存事業の進捗にあわせて、行使を行うことで基本的に合意しております。これにより、安定したサービス提供体制の構築、財務体質の改善が可能となり、その結果、経常的な利益体質への改善が見込まれます。

当社は今回の資金調達に際し多様な資金調達手段を検討致しました。まず、当社の現況において間接金融手段による資金調達は更なる自己資本比率の低下を招き、支払利率等も高い理由から事実上調達困難な状況であり、直接金融手段に依拠せざるを得ない状況でございます。第三者割当増資等も検討いたしました。投資家様のご同意を得るのは難しい状況であります。また、既存株主様の希薄化を避けるために、当社では金融機関への融資交渉を進めておりました。しかし、現在の経済状況および当社の現状の業績を鑑みますと、やはり間接金融による資金調達は極めて厳しい状況でございます。そのような中、当社の将来事業ビジョンにご賛同頂き、評価を頂いたChina Satcom Investment Limitedから、新株予約権発行による引受提案を頂いた次第でございます。既存株主様の不利益を最大限抑えたいという当社の意向のもと、将来の事業構築によって当社の企業価値が増大することにより行使が促進される性質である新株予約権という方法を割当予定先からご提案頂き、実施に至りました。新株予約権という手法による潜在株の存在により既存株式の希薄化はございますが、経営計画に沿う形での行使時期及び金額の調整が可能であり、柔軟な資金調達が可能となります。このような理由から、新株予約権の発行による資金調達を選択させて頂きました。

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から第三者へは取締役会の承認決議なしに譲渡されません。当社といたしましては、既存株主様に対しまして、株式数増加による希薄化による影響を上回る、企業価値向上による収益を計上できますよう最善の努力をさせて頂く所存でございます。

4. 平成21年2月20日割当の第9回新株予約権の消却の理由：当社は、財務基盤の強化及び企業価値の向上を目指し、新規事業及び既存事業への投資資金及び運転資金への充当を目的として、第9回新株予約権を発行いたしました。行使価額（22,770円）と実勢価額が乖離しており、当初想定していた資金調達が進展せず上記目的が困難となっております。機動的な資金調達を図るためにも、本有価証券届出書に記載しましたとおり新株予約権を発行することから、潜在的な希薄化を考慮し、割当予定先との協議の結果、第9回新株予約権を当社が取得し、消却することといたしました。

（2）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数の定めはない。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>(1) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、600株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として72,000株とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、金13,090円とする。但し、本項第2項に従い、調整される。</p>

## 2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利(本号において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)の当初発行条件に従って当社普通株式1株あたりの対価(本号において、以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(本号において、以下「修正日」という。)における本項第(4)号に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号による行使価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本号並びに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む)。

本号及びにおける対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式に加え、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された当社普通株式} \\ \text{数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。  
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	993,312,000円 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合、又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の定めにより発行価額の総額は調整されることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を交付する場合の1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の株」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年4月2日から平成21年8月31日(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前金融機関営業日)までとする。なお、行使期間最終日が金融機関営業日でない場合はその前金融機関営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 ターボリナックス株式会社 経営企画管理本部 2. 取次場所 該当事項なし 3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 麻布支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社の取締役会が別に定める日に本新株予約権の払込金額と同額で取得することができる。 2. 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議し、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知または公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の一部または全部を、本新株予約権の払込金額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、株式交換（当社が完全子会社となる株式交換に限る）又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の数又は算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される付与株式数とする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>再編対象会社による新株予約権の取得事由 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座（以下「指定口座」という。）に振込むものとする。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

2. 新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が指定口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い方の日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

3. 株券の交付方法

当社は、株券を交付しない。

4. 新株予約権証券の発行

本新株予約権は証券発行新株予約権ではない。

5. 行使後第1回目の配当の方法

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

6. その他

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日以降のいずれかの日において、本新株予約権が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受ける場合において、本要項の規定中読替えその他の合理的な措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
993,312,000	100,000,000	893,312,000

- （注）1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行なわれない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合は、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額893百万円については、下記に充てる予定です。

中国において、中国電信集团公司、北京銀信網創科技有限公司、中国農業銀行、中国民生銀行及び華夏銀行が合作事業として推進する中国電信集团公司の次世代ネットワーク（以下「NGN」といいます。）及びIP網を利用した固定及び携帯電話決済サービス事業（以下「本合作事業」といいます。）に参画し、当社は、本合作事業に必要なサーバーを、平成21年第1四半期より中国にて開始する予定のデータセンタにて管理、監視する役割を担います。本合作事業へ参画するための、設備資金として約582百万円、運転資金として約53百万円を充当する予定です。設備投資に充当される約582百万円の内、交換システム代として約382百万円、サーバー購入代として約100百万円、ルーター等ネットワーク機器代として約100百万円を充て、運転資金に充当される約53百万円の内、人件費として約30百万円、広告代として約8百万円、その他（家賃等）として約15百万円を充てる予定です。

当社グループの既存事業の運転資金として約258百万円を充て、その内訳は、人件費として約150百万円、広告代として約45百万円、その他（家賃等）として約63百万円を充てる予定です。

なお、差引手取概算額893百万円の支出予定は下記となっております。

平成21年4月～平成22年3月 本合作事業システム構築代約582百万円  
 平成21年4月以降 運転資金約311百万円

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、以下の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成20年3月1日～ 平成21年3月12日（注1）	8,050	1,318,254	8,050	1,193,548
平成20年11月7日（注2）	144,990	1,463,244	144,990	1,338,538

（注）1. ストック・オプションの行使により、発行済株式総数が953株、資本金及び資本準備金がそれぞれ8,050千円増加しております。

2. 平成20年11月7日に新日本投資事業有限責任組合に対して11,005株の第三者割当増資（1株につき発行価格26,350円）を実施いたしました。

### 2 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第14期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成20年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年3月12日）までの間に次の事由が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所は\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断した事項であります。

#### (1) 急激な技術革新について

情報サービス、ソフトウェアの関連分野においては、日々新たな技術の開発が進行しており、市場ニーズもドラスティックに変化しております。当社が事業展開を行うに当たっては技術革新及び市場ニーズの変化への的確な対応が求められておりますが、これらに対して適切な対応ができない場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) オープンソース特有の問題について

##### 開発及び改良

当社グループの事業はオープンソースを中心に展開されております。オープンソースに関連した市場は近年大きく成長を遂げており、これと付随して当社の事業内容も順次拡大してまいりました。しかしながら、オープンソースが今後も市場のニーズに適切に対応し、評価を獲得し続ける保証はありません。従いまして、当社の今後の事業継続性及び成長性は、オープンソースの普及、利用、供給の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

オープンソース技術の開発は、世界中に散在するエンジニアが参加する独自のコミュニティが大きな役割を担っており、当社自身がこの開発をコントロールすることが不可能であると同時に、コミュニティにおいて適時に開発、改良が行われる保証はありません。また、オープンソース・コミュニティとの間で良好な関係を継続出来る保証はありません。

##### LinuxOSに対応するアプリケーション・ソフトウェアの必要性

LinuxOSの普及に当たっては、アプリケーション・ソフトウェアの充実が大きな影響を及ぼします。しかしながら、現在広く普及している商用アプリケーション・ソフトウェアの多くがLinuxOSに対応しておりません。従いまして、当社の今後の事業継続性及び成長性は、LinuxOSに対応する商用アプリケーション・ソフトウェアの供給、普及及び利用の状況といった不確定な要因の影響を受ける可能性があります。

(3) システムトラブルの可能性について

当社グループは、製品開発並びに営業活動におきまして、コンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、セキュリティの強化をはじめ、データのバックアップ体制の構築、データ量やアクセス数増加に応じたハードウェアの増強等、システムトラブル対策を講じております。しかしながら、これらの対策にも係らず、人為的過誤、自然災害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当社グループに直接損害が生じるほか、当社グループが提供するサービスの低下を招くなどの影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティについて

当社グループの営業上の機密事項及び顧客情報等の管理につきましては、十分に留意すべき事項であると考えており、社内規程の整備やシステムのセキュリティ強化等を通じて情報管理の強化に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスや犯罪行為などの不測事態により当該情報について漏洩等が生じた場合には、損害賠償請求や当社グループの信用失墜等により、以後の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外市場への進出に伴う潜在的なリスクについて

当社は、アジア地域を中心とした海外への積極的な事業展開を図っております。アジア経済の伸張は目覚しく、サーバや企業向け、個人向けパソコンに対する需要も大きな伸びを示しております。当社は、アジア各国での需要は中長期的に拡大を続けるものと考えておりますが、政治的、経済的な混乱により一時的な経済の混乱や停滞が生じる可能性もあります。このような場合には、当社製品の需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が海外での事業展開を図るに当たって、進出先の国及び地域における、予期出来ない法律又は規制の変更、為替相場の著しい変動、政治的、経済的な諸要因により、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(6) 重要な訴訟等におけるリスク

当社グループは、国内外の活動に関して、訴訟、紛争、その他の法的手続きの対象となる恐れがあります。現時点において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。訴訟等のリスクを回避するために、契約書等の作成に当たっては国内外の弁護士からの助言を得ておりますが、将来において、知的所有権や特許の侵害など、重要な訴訟が提起された場合には、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保について

当社の事業継続、技術革新への対応として、高度な開発従事者の維持・確保が不可欠であります。また事業展開を支えるため、営業や内部管理の人材も充実させる必要があります。当社の代表取締役社長である矢野広一、取締役技術統括である谷口剛は、特に当社の事業推進及び経営の安定に重要な役割を担っております。従って、何らかの理由により両名が当社取締役を退任した場合、当社の今後の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社では今後とも積極的に優秀な人材の確保を進めて行く方針であります。しかしながら、人材の確保及び社内人材の教育が計画通り進まない場合には、当社の事業に支障を来す可能性があります。

(8) その他の関係会社との関係について

その他の関係会社グループにおける位置づけ、その他の関係会社との取引関係、その他の関係会社との人的関係について

a. その他の関係会社の商号等

(平成21年3月12日現在)

その他の関係会社	その他の関係会社の議決権所有割合 (%)	その他の関係会社が発行する株券が上 場されている金融商品取引所等
株式会社LDH	48.08	非上場

(注) 株式会社ライブドアホールディングスは、平成20年8月1日をもって株式会社LDHに社名を変更しております。

b. その他の関係会社の企業グループにおける当社の位置付け

株式会社LDHの企業集団は、平成20年9月末時点で株式会社ライブドア及びその子会社20社、関連会社3社により構成されており、インターネット関連サービスを主業務としながら、これに関連した事業を展開しております。事業の種類別セグメントとしては、インターネット事業、通販事業、その他事業に分類されますが、当社はその他事業に属しております。

c. その他の関係会社との取引に関する事項

当社の財務の安定性確保の目的とした、平成20年4月24日締結の株式会社LDHと当社との間の総額100百万円のコミットメントライン契約は平成20年11月7日付で契約期間を終了いたしました。本有価証券届出書提出日現在、本契約に基づく借入金残高はありません。

(9) 株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員の士気の向上及び優秀な人材の確保のため、ストックオプションとして新株予約権(4,849株相当)を付与しております。また、当社は財務体質強化等を目的として、平成21年3月12日開催の取締役会において、China Satcom Investment Ltdを割当予定先とする第三者割当による新株予約権(72,000株相当)を行うことを決議いたしました。これらの新株予約権は、本有価証券届出書提出日現在における当社の発行済株式数119,985株に対する割合は64.0%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には当社の1株あたりの株式が希薄化し、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

(10) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社グループは、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが3期連続して発生しております。また、平成20年12月期中間決算においても営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが発生しております。このことから、平成19年12月期決算及び平成20年12月期中間決算において、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載しておりますとおり、当該状況の解消を図るべく当社グループとして対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社グループの事業に支障を来す可能性があります。

(11) 支配リスク

割当予定先であるChina Satcom Investment Limitedからは、当社株式の保有方針として、中長期的な継続保有を維持する旨の内諾を口頭にて確認しております。しかし、全ての本新株予約権が行使された場合、China Satcom Investment Limitedの保有割合が37.5%近くになる予定であることから、今後会社の経営体制に変更が生じる可能性があります。

(12) 調達リスク

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

### 3 臨時報告書の提出

平成20年11月7日提出の臨時報告書

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出いたしました。

#### 1. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

親会社でなくなる会社

名称 株式会社LDH  
住所 東京都港区赤坂二丁目17番22号  
代表者の氏名 代表取締役社長 石坂 弘紀  
資本金の額 86百万円  
事業の内容 ポータルサイト運営事業  
データセンター運営事業

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

イ. 当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数

株式会社LDH

異動前 57,700個

異動後 57,700個

ロ. 総株主等の議決権に対する割合

株式会社LDH

異動前 53.15%

異動後 48.25%

(注1) 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成20年11月7日現在の総株主等の議決権の数(119,562個)を「総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 所有割合については、小数点以下第三位を切り捨てております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

イ. 当該異動の理由

第三者割当増資により発行済株式総数が増加し、親会社である株式会社LDHが保有する当社議決権所有割合が48.25%となり、「その他の関係会社」(当社が他の関連会社である場合における当該他の会社)に該当することとなりました。

ロ. 当該異動の年月日

平成20年11月7日

#### 2. その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び総株主等の議決権の数

本報告書提出日以前の資本の額 1,315,504,552円

本報告書提出日以前の総株主等の議決権 108,557個

本報告書提出日現在の資本の額 1,460,495,427円

本報告書提出日現在の総株主等の議決権 119,562個

平成21年2月26日提出の臨時報告書

当社は、平成21年2月26日開催の取締役会において、平成21年5月1日を期して新設分割方式により、当社のLinuxプロダクト事業を新設会社となるターボリナックス株式会社へ承継する（以下、「本件分割」といいます。）ことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出いたしました。

#### 1. 当該新設分割の目的

当社は創業以来、事業会社として歩んでまいりましたが、当社グループにおける顧客ニーズの高度化・多様化、当社グループにおける中国での新規事業の開始、世界レベルでのIT技術の革新と多様化など事業環境は著しく変化しつつあります。当社グループが今まで以上のスピードにて確実な成長路線を歩んでいくためには、現在の延長線上ではない新たな成長戦略が必要であり、既存事業の強化は勿論のこと、戦略的な事業領域の拡大を伴うグループ構造の再編が急務であると認識いたしております。つきましては、当社グループの持続的成長を果たすため、当社におけるLinuxプロダクト事業を新設分割により移管し、当社自身が純粋持株会社となり、子会社の経営管理指導を中心に業務を行う事を決定した次第です。

#### 2. 当該新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数、その他の新設分割計画の内容

##### (1) 当該新設分割の方法

当社を分割会社とし、ターボリナックス株式会社（ ）を新設会社とする新設分割方式にて行います。

（注）新設会社は当社と同じ商号ですが、平成21年3月26日開催予定の第15期定時株主総会でのご承認を得ることを条件に、当社は平成21年5月1日付でターボリナックス株式会社から「TLホールディングス株式会社」へ商号変更を行う予定です。

##### (2) 新設分割会社となる会社に割当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数

本件分割に際し、新設会社は株式を2,000株発行し、その全てを当社に割り当てます。これにより当社は純粋持株会社となりますが、上場は維持いたします。

(3) その他の新設分割計画の内容

新設分割計画書(写)

ターボリナックス株式会社(平成21年5月1日をもって、商号を「TLホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「甲」という。)は、甲がLinuxプロダクト事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を新設分割により設立するターボリナックス株式会社(以下、「乙」という。)に承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画を定めるものとする。

第1条(目的)

甲は、本計画の定めるところにより、甲の本件事業に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させる新設分割を行う。

第2条(乙の定款)

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数ならびにその他乙の定款で定める事項は別紙1「ターボリナックス株式会社定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本店 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号

第3条(乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 矢野 広一、谷口 剛、佐藤 浩二
- (2) 設立時監査役 飯冨 康夫

第4条(分割により承継する権利義務)

- 1 本件分割により、乙が甲から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- 2 本件事業に従事する甲の従業員(以下、「従業員」という。)との雇用契約については、乙に承継されないものとし、本件分割後、従業員は乙へ出向するものとする。
- 3 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
- 4 第1項の規定による甲から乙へ承継させた債務について、甲が弁済その他負担をしたときは、甲は乙に対してその負担額全額を請求することができるものとする。

第5条(乙が本件分割に際して交付する株式の数)

乙は、本件分割に際して2,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として甲に割当交付する。

第6条(乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の設立の際における資本金および準備金等の額は次のとおりとする。

- (1) 設立時資本金額 50,000,000円
- (2) 設立時資本準備金額 0円
- (3) 設立時資本剰余金 設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条に定めるものをいう)の合計額から第(1)号および第(2)号の合計額を減じて得た額

第7条(分割期日)

乙の設立の登記をすべき日は、平成21年5月1日(以下、「分割期日」という。)とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

第8条(分割条件の変更、本件分割の中止)

本計画作成の日から分割期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合等本件分割の目的達成が困難となった場合、その他甲が必要と認めた場合には、甲は、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第9条(競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業に関し、会社法第21条第1項の規定による競業禁止義務を負わない。

## 第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるものの他、本件分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

平成21年 2月26日

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号  
ターボリナックス株式会社  
代表取締役社長 矢野 広一

（別紙1）

ターボリナックス株式会社 定款  
第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、ターボリナックス株式会社と称し、英文にてTurbolinux, Inc.と表記する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (2) コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (3) コンピューター、通信機器及び周辺機器のリース
- (4) 情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (5) 情報通信システム上の商品・サービス販売システムの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (6) インターネット等を利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介
- (7) インターネット等における代金決済システムの運用及び導入代行業務
- (8) 情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、事業譲渡、資本参加等に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
- (9) 電気通信事業
- (10) 書籍、雑誌等の出版及び販売
- (11) 経営ならびに販売推進等に関するコンサルティング業務
- (12) 各種情報提供サービス、広告及び広告代理業務
- (13) コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）
- (14) イベントの企画・運営
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 古物の売買
- (17) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

（公告方法）

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式等の割当てを受ける権利の決定）

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該募集株式の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録および信託財産の表示）

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第12条 当社の株主および登録株式質権者もしくはその法定代理人又は代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項に掲げる者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所を定め、住所に代えてこれを届け出るか、もしくは日本国内に住所又は居所を有する代理人を定め、その代理人につき前項の届出をしなければならない。

3 前2項の規定により、届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。

### 第3章 株主総会

（招集の時期）

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（株主総会開催地）

第15条 当社の株主総会は、東京都及び全国道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。

（招集者及び議長）

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数をもって取締役会の定足数とする。

- 2 取締役会の決議は、取締役会規程で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。
- 3 決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

2 取締役会の議事録は、その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

（員数）

第31条 当社の監査役は、6名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。

（監査役の報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第6章 計算

（事業年度）

第35条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

（期末配当）

第36条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当）

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第38条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。

#### 附則

第1条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成21年12月31日までとする。

第2条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除するものとする。

(別紙2)

## 承継権利義務明細表

## 1. 承継の対象となる資産

本件事業に係る一切の資産。ただし、次に記載されたものを除く

## (1) 流動資産のうち、次に定めるもの

Linuxプロダクト事業に属しない関係会社に対する短期債権

## (2) 有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に定めるもの

渋谷本社ビルの建物附属設備

## (3) 投資その他の資産のうち、次に定めるもの

投資有価証券、Linuxプロダクト事業に属しない関係会社株式、Linuxプロダクト事業に属しない関係会社出資金

Linuxプロダクト事業に属しない関係会社に対する長期債権

差入保証金

## 2. 承継の対象となる負債

本件事業に係る一切の負債。ただし、次に記載されたものを除く

事務所移転費用引当金

## 3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本件事業に係る一切の契約及び権利義務。ただし、次に記載されたものを除く

(1) 本件事業に従事する従業員との雇用契約(これに附帯又は関連する契約を含む)

(2) 会計監査人との間で締結した監査契約(これに附帯又は関連する契約を含む)

(3) 株主名簿管理人との間で締結した株式事務代委託契約(これに附帯又は関連する契約を含む)

(4) 当社が発行する有価証券の株式会社大阪証券取引所への上場に関連して締結した上場契約(これに附帯又は関連する契約を含む)

(5) 渋谷本社ビルの建物に係る建物賃貸借契約(これに附帯又は関連する契約を含む)。なお、渋谷本社ビルの建物のうち、本件事業に関して使用する部分については、分割期日以降、分割会社が新設会社に転貸借する

(6) 新設会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

以上

### 3. 新設分割に係る割当の内容の算定根拠

新設会社は、本件分割により当社の100%子会社として設立され、かつ本件分割は、本件事業に属する資産（Linuxプロダクト事業を行う子会社株式及び関連会社株式含む）及び負債を帳簿価額で承継させます。

本件分割によって当社の純資産には変動はなく、また新設会社が発行する株式は全て当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められるところ、持株会社体制への移行の目的に鑑み、相当であると判断いたしました。

### 4. 当該新設分割後の新設会社に関する事項

- (1) 商号 ターボリナックス株式会社
- (2) 主な事業内容 Linuxプロダクト事業
- (3) 本店の所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
- (4) 代表者の役職・氏名 代表取締役 矢野 広一
- (5) 資本金の額 50,000千円
- (6) 純資産 128,101千円
- (7) 総資産 210,485千円
- (8) 事業年度の末日 12月31日

(注)平成20年12月31日現在の当社の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産及び負債の金額は上記金額とは異なります。

#### 平成21年3月12日提出の臨時報告書

当社グループの財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出いたしました。

#### (1) 当該事象の発生日

平成21年2月10日

#### (2) 当該事象の内容

当社及び当社連結子会社にて、以下のとおり特別損失を計上することが、平成21年2月10日現在で明らかになったためであります。

##### 対象期間

平成20年12月期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）。

##### 特別損失の内容

#### 1. 連結

- ( ) 長期ロイヤルティ評価損 187百万円

現在の事業環境から将来の損益状況及び今後の見通し等を勘案した結果、保守的に評価を行い事前購入の長期ロイヤルティについて評価損を計上することといたしました。

- ( ) 棚卸資産評価損 51百万円

現在の事業環境から将来の損益状況及び今後の見通し等を勘案した結果、保守的に評価を行いwizpyに関連する製品・材料等についての評価損42百万円、その他の製品・材料等についての評価損9百万円の計51百万円を計上することといたしました。

- ( ) その他の特別損失 137百万円

固定資産除却損25百万円、子会社の事業休止に伴う評価損24百万円、減損損失30百万円、投資有価証券評価損4百万円、貸倒引当金繰入35百万円、事務所移転費用17百万円等を計上することといたしました。

#### 2. 個別

- ( ) 関係会社投融資評価損 311百万円

連結子会社における現在の事業環境から将来の損益状況、キャッシュフロー及び今後の見通し等を勘案した結果、保守的に評価を行い関係会社投融資について評価損を計上することといたしました。

( ) 棚卸資産評価損 51百万円

現在の事業環境から将来の損益状況及び今後の見通し等を勘案した結果、保守的に評価を行いwizpyに関連する製品・材料等についての評価損42百万円、その他の製品・材料等についての評価損9百万円の計51百万円を計上することといたしました。

( ) その他の特別損失 111百万円

固定資産除却損25百万円、減損損失27百万円、投資有価証券評価損4百万円、貸倒引当金繰入36百万円、事務所移転費用17百万円等を計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成20年12月期の決算において、連結の特別損失として375百万円、個別の特別損失として473百万円を計上しております。

以上

[次へ](#)

#### 4 最近の業績の概要

(1) 第15期連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）の業績の概要

平成21年2月13日開催の取締役会において決議された第15期連結会計年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金		204,338		269,942	
2. 売掛金		168,214		73,318	
3. 有価証券		452,424		-	
4. たな卸資産		111,746		28,731	
5. 前渡金		201,935		513	
6. その他		46,440		19,468	
貸倒引当金		1,796		4,166	
流動資産合計		1,183,303	81.3	387,807	54.5
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物及び構築物	1	29,298		2,859	
(2) 工具器具備品	1	16,496		6,025	
有形固定資産合計		45,794	3.1	8,885	1.3
2. 無形固定資産					
(1) のれん		2,130		47,053	
(2) 商標権		35,236		7,611	
(3) ソフトウェア		37,490		10,184	
(4) その他		417		692	
無形固定資産合計		75,274	5.2	65,542	9.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	2	5,342		1,243	
(2) 関係会社株式		-		26,652	
(3) 関係会社長期未収入金		9,847		6,614	
(4) 関係会社出資金		150		150	
(5) 長期未収入金		73,370		73,370	
(6) 長期預け金		-		167,500	
(7) その他		99,356		47,290	
貸倒引当金		36,685		73,370	
投資その他の資産合計		151,381	10.4	249,449	35.0
固定資産合計		272,451	18.7	323,877	45.5

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
繰延資産					
1. 株式交付費		360		132	
繰延資産合計		360	0.0	132	0.0
資産合計		1,456,114	100.0	711,817	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		41,729		26,183	
2. 未払金		89,728		35,494	
3. 未払法人税等		5,332		6,820	
4. 返品調整引当金		38		13	
5. 事務所移転費用引当金		-		17,000	
6. その他		60,073		49,697	
流動負債合計		196,901	13.5	135,209	19.0
固定負債					
1. 長期未払金		80		-	
固定負債合計		80	0.0	-	-
負債合計		196,981	13.5	135,209	19.0
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		1,304,328	89.6	1,460,495	205.2
2. 資本剰余金		1,288,318	88.5	1,444,485	202.9
3. 利益剰余金		1,363,818	93.7	2,333,718	327.9
株主資本合計		1,228,829	84.4	571,262	80.2
評価・換算差額等					
1. 為替換算調整勘定		10,426	0.7	1,031	0.2
評価・換算差額等合計		10,426	0.7	1,031	0.2
少数株主持分		19,876	1.4	4,314	0.6
純資産合計		1,259,133	86.5	576,608	81.0
負債純資産合計		1,456,114	100.0	711,817	100.0

## (2) 連結損益計算書

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高	1 2		713,749	100.0		624,349	100.0	
売上原価			471,775	66.1		380,207	60.9	
売上総利益			241,973	33.9		244,142	39.1	
返品調整引当金繰入額			38	0.0		13	0.0	
返品調整引当金戻入益			568	0.1		38	0.0	
差引売上総利益			242,504	34.0		244,167	39.1	
販売費及び一般管理費			797,888	111.8		850,304	136.2	
営業損失			555,384	77.8		606,137	97.1	
営業外収益								
1. 受取利息			4,738			1,623		
2. 持分法投資利益			-			34,445		
3. 貸倒引当金戻入益			6,005			109		
4. その他			650	11,394	1.6	716	36,894	5.9
営業外費用								
1. 支払利息			684			115		
2. 持分法投資損失			59,731			-		
3. たな卸資産評価損			4,884			-		
4. 為替差損			6,469			15,552		
5. 株式交付費償却額			1,369			227		
6. 増資関連費用			-			20,712		
7. その他			17,550	90,690	12.7	1,303	37,912	6.0
経常損失			634,680	88.9		607,156	97.2	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
特別利益						
1. 固定資産売却益		251		-		
2. 投資有価証券売却益		1,999		-		
3. 前期損益修正益		-	2,251	3,216	3,216	
			0.3		0.5	
特別損失						
1. 固定資産除却損	3	-		25,074		
2. 減損損失		-		54,210		
3. 投資有価証券評価損		-		4,099		
4. 貸倒引当金繰入額		36,685		35,023		
5. 事務所移転費用引当金繰入額		-		17,000		
6. 臨時たな卸資産評価損		270,179		51,357		
7. 前期損益修正損		-		860		
8. ソフトウェア臨時償却		62,935		-		
9. 前渡金償却損		77,341		187,687		
10. のれん償却額		155,580		-		
11. その他		2,907	605,630	84.9	-	375,313
					60.1	
税金等調整前当期純損失			1,238,059	173.5	979,253	156.8
法人税、住民税及び事業税			1,564		3,169	
少数株主損失			17,728	2.5	12,522	2.0
当期純損失			1,221,895	171.2	969,900	155.4

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

	株主資本				評価・換算 差額等	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定		
平成18年12月31日 残高(千円)	789,734	773,724	141,922	1,421,536	6,869	25,986	1,454,392
連結会計年度中の変動額							
ストック・オプションの行使による 新株の発行	39,722	39,722	-	79,444	-	-	79,444
転換社債型新株予約権付社債の転換 による新株の発行	474,872	474,872	-	949,744	-	-	949,744
当期純損失	-	-	1,221,895	1,221,895	-	-	1,221,895
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	-	-	-	-	3,557	6,110	2,552
連結会計年度中の変動額合計(千円)	514,594	514,594	1,221,895	192,707	3,557	6,110	195,259
平成19年12月31日 残高(千円)	1,304,328	1,288,318	1,363,818	1,228,829	10,426	19,876	1,259,133

当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	株主資本				評価・換算 差額等	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定		
平成19年12月31日 残高(千円)	1,304,328	1,288,318	1,363,818	1,228,829	10,426	19,876	1,259,133
連結会計年度中の変動額							
ストック・オプションの行使による 新株の発行	11,176	11,176	-	22,352	-	-	22,352
第三者割当増資による新株の発行	144,990	144,990	-	289,981	-	-	289,981
当期純損失	-	-	969,900	969,900	-	-	969,900
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	-	-	-	-	9,395	15,562	24,957
連結会計年度中の変動額合計(千円)	156,166	156,166	969,900	657,566	9,395	15,562	682,524
平成20年12月31日 残高(千円)	1,460,495	1,444,485	2,333,718	571,262	1,031	4,314	576,608

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

		前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純損失		1,238,059	979,253
減価償却費		37,801	40,452
のれん償却額		173,968	3,133
株式交付費償却額		1,369	227
社債発行費償却額		7,218	-
ソフトウェア臨時償却		62,935	-
返品調整引当金の増減額(減少: )		530	24
貸倒引当金の増減額(減少: )		32,472	37,952
事務所移転費用引当金の増減額(減少: )		-	17,000
受取利息		4,738	1,623
支払利息		684	115
為替差損益(益: )		321	568
持分法投資損益(益: )		59,731	34,445
固定資産売却益(益: )		251	-
固定資産除却損		2,907	25,074
減損損失		-	54,210
投資有価証券売却益(益: )		1,999	-
売上債権の増減額(増加: )		134,946	95,404
たな卸資産の増減額(増加: )		73,178	82,252
前渡金の増減額(増加: )		97,093	201,210
長期未収入金の増減額(増加: )		73,370	-
その他流動資産の増減額(増加: )		15,503	25,994
仕入債務の増減額(減少: )		10,519	15,545
その他流動負債の増減額(減少: )		60,964	92,244
その他		29,128	34,948
小計		948,010	504,590
利息の受取額		4,779	1,623
利息の支払額		684	115
法人税等の支払額		1,214	1,232
営業活動によるキャッシュ・フロー		945,130	504,315

		前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		11,175	8,309
有形固定資産の売却による収入		2,324	-
無形固定資産の取得による支出		41,477	4,596
新規連結子会社株式の取得による支出	2	-	16,694
投資有価証券の取得による支出		5,000	-
投資有価証券の売却による収入		2,000	-
関係会社出資金による支出		100	-
貸付による支出		7,500	-
保証金の回収による収入		777	7,180
保証金の差入による支出		7,010	-
長期預け金の預け入れによる支出		-	167,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		67,161	189,920
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		28,334	-
新株予約権付社債の発行による収入		992,781	-
新株予約権付社債の償還による支出		50,000	-
少数株主からの払込による収入		10,009	-
株式の発行による収入		75,823	311,065
その他の収入		-	244
その他の支出		500	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		999,780	311,309
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,692	3,894
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		10,819	382,925
現金及び現金同等物の期首残高		667,582	656,762
現金及び現金同等物の期末残高	1	656,762	269,942

## 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>当社グループは、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが2期継続して発生しております。また、当期純損失につきましては、前連結会計年度が209,454千円の損失となり、当連結会計年度は1,221,895千円と大幅な損失となりました。</p> <p>当該状況により、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において「経営改善計画」を策定し、収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。</p> <p>「経営改善計画」の骨子は次のとおりであります。</p> <p>(1) OS事業の再構築</p> <p>当社の最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。</p> <p>今後は、強みを活かす方策としてOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。一方、強みを高めるための方策としては、フランスのOSディストリビューターであるMandriva S.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>(2) Web受託開発事業の構築</p> <p>当社は、当連結会計年度において事業ドメインの見直しを行い、事業の選択と集中を図って参りました。今後は、更にこれを推し進めグループ各社の役割と責任を明確にし、開発コストの削減を図ることにより、Web受託開発事業での品質及び開発力並びに価格競争力の向上を実現し、収益性の改善に努めます。</p> <p>(3) InfiniTalk事業の浸透</p> <p>当社のInfiniTalk事業については、価格競争力と豊富な機能拡張性を強みとして、ハードウェアベンダーへのOEM提供を図り、安定した売上高の確保により、収益性の改善に努めます。</p> <p>(4) PHPエンジニア育成事業</p> <p>現在、国内で不足しているPHPエンジニアの育成を事業として確立し、「Web受託開発事業」と連携することにより売上高の確保を図り、収益性の改善に努めます。</p>	<p>当社グループは、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが3期継続して発生しております。</p> <p>当該状況により、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において策定した「経営改善計画」に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。</p> <p>平成21年の「経営改善計画」は以下のとおりであります。</p> <p>(1) OS事業の再構築</p> <p>当社グループの最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。</p> <p>今後は、強みを活かす方策として引き続きOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。また、強みを高めるための方策として、引き続きフランスのOSディストリビューターであるMandriva S.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>(2) Web受託開発事業の縮小</p> <p>当社グループは、当連結会計期間末において、Web受託開発事業の見直しを行い、OS事業及びInfiniTalk事業の収益性と比較した結果、Web受託開発事業がその性質上低収益の事業にならざるを得ないことを勘案し、今後の注力すべき事業ドメインから外すことといたしました。今後は、Web受託開発事業に投下していた経営リソースを、より収益性の高い事業へ投下することにより収益性の改善に努めます。</p> <p>(3) InfiniTalk事業の国内外での浸透</p> <p>当社グループのInfiniTalk事業については、引き続き価格競争力と豊富な機能拡張性を強みとし、ハードウェアベンダーへのOEM提供を図り、安定した売上高の確保により、収益性の改善に努めます。また、当連結会計年度においては、国内を主要マーケットとしておりましたが、平成21年度におきましては、中国マーケットを主要マーケットに追加し、売上高の増加と収益性の改善に努めます。</p> <p>(4) PHPエンジニア育成事業</p> <p>現在、国内外で不足しているPHPエンジニアの育成を事業として確立し、売上高の確保を図り、収益性の改善に努めます。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>(5) コスト低減の徹底</p> <p>工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>運転資金について</p> <p>当社グループは、当連結会計年度末において204,338千円の現金及び預金のほか、452,424千円の有価証券を保有しております。当該有価証券の内容は、極めて安全性の高い公社債投信となっており、その全てが1ヶ月以内に解約可能なものとなっております。</p> <p>さらに、親会社である株式会社ライブドアホールディングスから1億円を極度額とするコミットメントラインを設定する合意が得られております。</p> <p>連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>(5) コスト低減の徹底</p> <p>引き続き工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。具体的な方策といたしましては、平成20年12月15日に公表いたしましたとおり、当社グループは人的リソースの最適化を図ることを目的とした希望退職者の募集を実施し、26名が平成21年1月～3月の間において退職する予定であります。また、以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。</p> <p>運転資金について</p> <p>当社グループは、当連結会計年度末において269,942千円の現金及び預金を保有し、財務面におきましては、自己資本比率が80.4%あり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後もキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。</p> <p>連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 ゼンド・ジャパン株式会社 レーザーファイブ株式会社 エイミーストリートジャパン株式会社 Turbolinux India Private Ltd. エイミーストリートジャパン株式会社は設立により、当連結会計年度において子会社としたことから当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。</p> <p>非連結子会社の数 1社 非連結子会社の名称 エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、規模が極めて小さく、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社の数 5社 連結子会社の名称 ゼンド・ジャパン株式会社 ターボソリューションズ株式会社 エイミーストリートジャパン株式会社 Turbolinux India Private Ltd. Shanghai Turbolinux Software Inc. Shanghai Turbolinux Software Inc.は株式の取得により、当中間連結会計期間において子会社としたことから当中間連結会計期間より連結子会社に含めることとしました。</p> <p>なお、Shanghai Software Inc.は平成20年6月に株式を取得しておりますが、平成20年6月30日をみなし取得日としているため、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表には、貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>ターボソリューションズ株式会社は、平成20年4月1日付でレーザーファイブ株式会社から社名変更しております。</p> <p>非連結子会社の数 1社 非連結子会社の名称 エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、規模が極めて小さく、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用した関連会社の状況 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 Turbolinux China Co.,Ltd. 持分法を適用していない非連結子会社の状況 非連結子会社の名称 エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>持分法を適用した関連会社の状況 持分法適用の関連会社の数 1社 持分法適用の関連会社の名称 Turbolinux China Co.,Ltd. 持分法を適用していない非連結子会社の状況 非連結子会社の名称 エイ・エス・ジェイ有限責任事業組合 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、Turbolinux India Private Ltd.の決算日は3月31日となっております。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日時点で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、Turbolinux India Private Ltd.の決算日は3月31日となっております。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日時点で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>商品</p> <p>先入先出法による原価法</p> <p>製品</p> <p>先入先出法による原価法</p> <p>材料</p> <p>先入先出法による原価法</p> <p>仕掛品</p> <p>個別法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 8～15年</p> <p>工具器具備品 4～15年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売期間（2～3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費</p> <p>企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは、繰延資産に計上し、定額法（3年）により償却しております。</p> <p>それ以外のものは、支出時に費用計上しております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>商品</p> <p>同左</p> <p>製品</p> <p>同左</p> <p>材料</p> <p>同左</p> <p>仕掛品</p> <p>同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費</p> <p>同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金 製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p> <p>(6) 収益の計上基準 取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p> <p>事務所移転費用引当金 来期における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的に見積もることができる額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) 収益の計上基準 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理について 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理について 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんは、10年間で均等償却しております。 ただし、ゼンド・ジャパン株式会社及びレーザーファイブ株式会社ののれんにつきましては、株式の実質価額の回収可能性が見込めず、子会社株式を減損処理したため相当の額まで償却しております。</p>	<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんは、10年間で均等償却しております。</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。</p>	<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 当連結会計年度より、平成19年度の税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法によっております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法) 当連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成19年1月31日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月31日 至 平成20年12月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「未払金」は、前連結会計年度まで、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「未払金」は13,417千円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「販売奨励金」は(当連結会計年度は76千円)営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにいたしました。</p>	

## 注記事項

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 66,090千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 42,553千円

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)																																							
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>84,423千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>275,542千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,792千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>20,030千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は10,359千円であります。</p> <p>3</p>	役員報酬	84,423千円	給与手当	275,542千円	貸倒引当金繰入額	1,792千円	減価償却費	20,030千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>41,955千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>380,671千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>3,039千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>18,148千円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は6,232千円であります。</p> <p>3 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">東京都渋谷区</td> <td rowspan="4">ソフトウェア 関連事業</td> <td>建物</td> <td>2,710 千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2,529 千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>19,688 千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,056 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音楽配信事業</td> <td>工具器具備品</td> <td>696 千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>240 千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>6,279 千円</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td>17,009 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分に従いグルーピングを行っております。 ソフトウェア関連事業については、事業収益の著しい減少により、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(29,985千円)として特別損失に計上しました。 なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。 音楽配信事業については、事業を休止することから、回収可能額をゼロとして算定しております。</p>	役員報酬	41,955千円	給与手当	380,671千円	貸倒引当金繰入額	3,039千円	減価償却費	18,148千円	場所	用途	種類	減損損失	東京都渋谷区	ソフトウェア 関連事業	建物	2,710 千円	工具器具備品	2,529 千円	商標権	19,688 千円	ソフトウェア	5,056 千円	音楽配信事業	工具器具備品	696 千円	商標権	240 千円	ソフトウェア	6,279 千円	長期前払費用	17,009 千円
役員報酬	84,423千円																																							
給与手当	275,542千円																																							
貸倒引当金繰入額	1,792千円																																							
減価償却費	20,030千円																																							
役員報酬	41,955千円																																							
給与手当	380,671千円																																							
貸倒引当金繰入額	3,039千円																																							
減価償却費	18,148千円																																							
場所	用途	種類	減損損失																																					
東京都渋谷区	ソフトウェア 関連事業	建物	2,710 千円																																					
		工具器具備品	2,529 千円																																					
		商標権	19,688 千円																																					
		ソフトウェア	5,056 千円																																					
	音楽配信事業	工具器具備品	696 千円																																					
		商標権	240 千円																																					
		ソフトウェア	6,279 千円																																					
		長期前払費用	17,009 千円																																					

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	92,515	14,608	-	107,123
合計	92,515	14,608	-	107,123

(注) 普通株式数の増加のうち、10,944株は無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使によるものであり、3,664株は新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションとしての新株 予約権（注）1	-	-	-	-	-	-
	第1回無担保転換社債型新株予約 権付社債（注）2 取締役会決議 平成19年2月22日	普通株式	-	11,567	11,567	-	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	11,567	11,567	-	-

(注) 1. 会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため残高はありません。

2. 「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」の増加数11,567株のうち、6,224株は発行条件確定時における当初の目的となる株式の数であり、5,343株は当連結会計年度における転換価額（行使に際して払込をなすべき1株当たりの払込金額）の調整による増加であります。また、減少数11,567株のうち、10,944株は新株予約権の権利行使によるものであり、623株は繰上償還により消滅したものであります。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	107,123	12,439	-	119,562
合計	107,123	12,439	-	119,562

(注) 普通株式数の増加のうち、11,005株は第三者割当増資の引受によるものであり、1,434株は新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションとしての新株 予約権（注）	-	-	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
	合計	-	-	-	-	-	

(注) 会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため残高はありません。

#### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">204,338千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">452,424千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">656,762千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	204,338千円	有価証券勘定	452,424千円	計	656,762千円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定の金額は一致しております。</p>										
現金及び預金勘定	204,338千円																
有価証券勘定	452,424千円																
計	656,762千円																
2	<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内容株式の取得により新たに Shanghai Turbolinux Software Inc. を取得したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の取得価額と当該子会社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">4,413千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">777千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">48,055千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">33,246千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">Shanghai Turbolinux Software Inc. 株式の取得価額</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">Shanghai Turbolinux Software Inc. の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3,305千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">差引：</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">Shanghai Turbolinux Software Inc. 取得のための支出</td> <td style="text-align: right;">16,694千円</td> </tr> </table>	流動資産	4,413千円	固定資産	777千円	のれん	48,055千円	流動負債	33,246千円	Shanghai Turbolinux Software Inc. 株式の取得価額		Shanghai Turbolinux Software Inc. の現金及び現金同等物	3,305千円	差引：		Shanghai Turbolinux Software Inc. 取得のための支出	16,694千円
流動資産	4,413千円																
固定資産	777千円																
のれん	48,055千円																
流動負債	33,246千円																
Shanghai Turbolinux Software Inc. 株式の取得価額																	
Shanghai Turbolinux Software Inc. の現金及び現金同等物	3,305千円																
差引：																	
Shanghai Turbolinux Software Inc. 取得のための支出	16,694千円																
<p>3 重要な非資金取引の内容</p> <p>当連結会計年度において、下記のとおり転換社債型新株予約権付社債の行使により資本金及び資本準備金が増加しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">新株予約権の行使による資本金増加額</td> <td style="text-align: right;">474,872千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による資本準備金増加額</td> <td style="text-align: right;">474,872千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">949,744千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額</td> <td style="text-align: right;">950,000千円</td> </tr> </table>	新株予約権の行使による資本金増加額	474,872千円	新株予約権の行使による資本準備金増加額	474,872千円	合計	949,744千円	新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	950,000千円	3								
新株予約権の行使による資本金増加額	474,872千円																
新株予約権の行使による資本準備金増加額	474,872千円																
合計	949,744千円																
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	950,000千円																

## （1株当たり情報）

前連結会計年度 （自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）		当連結会計年度 （自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）	
1株当たり純資産額	11,568円53銭	1株当たり純資産額	4,786円59銭
1株当たり当期純損失金額	12,321円59銭	1株当たり当期純損失金額	8,811円99銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

	前連結会計年度 （自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）	当連結会計年度 （自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）
1株当たり当期純損失金額		
損益計算書上の当期純損失（千円）	1,221,895	969,900
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	1,221,895	969,900
普通株式の期中平均株式数（株）	99,167	110,066
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	普通株式に対する新株予約権 6種類  新株予約権の数 48,989個（目的となる普通株式7,013株）	普通株式に対する新株予約権 5種類  新株予約権の数 33,019個（目的となる普通株式4,849株）

## (重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>(子会社の異動)</p> <p>当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において、セイユーシステムズ株式会社の子会社である上海西友信息技术有限公司の株式の90%を取得した上で、同社の商号を「拓林思上海軟件有限公司」とすることを決議しております。</p> <p>株式取得の目的</p> <p>当社とマイクロソフト社(Microsoft Corporation、米国ワシントン州、NASDAQMSFT)とは業務提携契約を締結しております。今回子会社となる上海西友信息技术有限公司(拓林思上海軟件有限公司)は、業務提携契約の一つである「LinuxサーバとWindowsサーバとの相互運用性の向上」について、開発拠点としての役割を担うものであります。</p> <p>株式取得の相手会社の名称 セイユーシステムズ株式会社 買収する会社の名称、事業内容、規模 商号 上海西友信息技术有限公司 事業内容 システム開発 売上高 242千円 総資産 1,808千円 純資産 375千円 (平成18年12月期)</p> <p>株式取得の時期 株式取得予定 平成20年3月下旬 取得価額及び取得後の持分比率 取得価額 20,000,000円 取得後の持分比率 90.0%</p>	<p>(希望退職者募集の結果に関して)</p> <p>当社は、平成20年12月15日開催の取締役会の決議に基づいて希望退職者の募集を行い、下記の結果となりました。</p> <p>1. 希望退職者募集の理由</p> <p>当社を取り巻く経営環境は大変厳しくなっており、平成18年12月期より3期連続で損失を計上しております。今後は市場の変化に対応するため、また人的リソースの最適化を図るため、社内の事業構造や組織体制について思い切った改革を行っていく必要があると考えておりました。このような状況の中で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、自らの意思で「ネクストキャリア」を志向する社員に対し、会社が転進支援金や再就職の支援を行うことを目的として「希望退職制度」を実施することを決定致しました。</p> <p>2. 希望退職者募集の概要</p> <p>(1) 募集人員 30名 (2) 募集期間 平成21年1月9日から平成21年1月16日まで (3) 退職日 平成21年1月31日(業務都合により例外適用あり) (4) 優遇措置 会社都合の退職とし、転進支援金として月額報酬の2 - 3ヶ月相当額を支給する。また、希望者には外部委託会社による再就職支援を斡旋する。</p> <p>3. 希望退職者募集の結果 応募者数 26名</p> <p>今回の希望退職者募集に伴う退職一時金等は約41百万円であり、平成21年12月期において特別損失に計上する予定であります。</p> <p>(第9回新株予約権の発行)</p> <p>当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年2月20日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。</p> <p>新株予約権の割当日 平成21年2月20日 新株予約権の割当を受ける者 China Satcom Investment Limited 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 54,000株 発行する新株予約権の総数 90個 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個当たり金598,200円 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額) 株式1株当たりの払込金額(行使価額)金22,770円 新株予約権の行使期間 平成21年2月20日～平成21年8月19日 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 株式1株当たり金11,385円</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(子会社における事業の全部又は一部の休止又は廃止) 当社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月9日開催の取締役会にて、音楽配信事業の休止に関する決議を行い、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止しております。</p> <p>1.音楽配信事業の休止の理由 当社グループは、経営リソースの最適化を行い、当社グループの最も得意とし、収益性の高い事業へ優先的に経営リソースの投下を行い、売上及び利益の確保を目指しております。当該事由から、当連結子会社の事業につきましては、当社グループの主要な事業ドメインから外れることになり、今回の音楽配信事業の休止となりました。</p> <p>2.子会社の概要 商号：エイミーストリートジャパン株式会社 代表者：代表取締役社長 矢野広一 所在地：東京都渋谷区渋谷3-3-5 設立年月日：平成19年10月22日 事業の内容：インターネットによる音楽配信事業 資本金：金40百万円</p> <p>3.内容 休止する事業 音楽配信事業 業績(平成20年12月31日時点) 売上高： - 百万円 営業損失： 9 百万円 経常損失： 9 百万円 当期純損失： 69百万円</p> <p>4.当該事象の連結損益に与える影響額 当該子会社の事業休止による連結業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。</p>

(開示の省略)

セグメント情報、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、ストックオプション等に関する注記については、決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略いたします。

## (2) 第15期会計年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の業績の概要

平成21年2月13日開催の取締役会において決議された第15期会計年度（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 個別財務諸表

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>流動資産</b>					
1 現金及び預金		109,961		206,616	
2 売掛金		109,921		41,695	
3 有価証券		451,591		-	
4 商品		11		-	
5 製品		102,925		16,900	
6 材料		823		2,739	
7 前払費用		5,034		8,538	
8 関係会社短期貸付金		-		31,028	
9 未収消費税等		10,626		1,159	
10 立替金		31,326		59,773	
11 その他		17,802		26,339	
貸倒引当金		142		33	
<b>流動資産合計</b>		<b>839,882</b>	<b>58.7</b>	<b>394,759</b>	<b>47.4</b>
<b>固定資産</b>					
<b>1 有形固定資産</b>					
(1) 建物附属設備		62,770		2,100	
減価償却累計額		33,472	29,298	1,598	501
(2) 工具器具備品		28,382		28,074	
減価償却累計額		25,325	3,057	27,441	633
<b>有形固定資産合計</b>		<b>32,355</b>	<b>2.3</b>	<b>1,135</b>	<b>0.1</b>
<b>2 無形固定資産</b>					
(1) 商標権		34,506		7,287	
(2) ソフトウェア		13,555		3,570	
(3) ソフトウェア仮勘定		-		35,000	
(4) その他		240		240	
<b>無形固定資産合計</b>		<b>48,301</b>	<b>3.4</b>	<b>46,097</b>	<b>5.5</b>

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		5,000		900	
(2) 関係会社株式		111,367		173,998	
(3) 関係会社出資金		100		100	
(4) 関係会社長期貸付金		378,269		320,104	
(5) 関係会社長期未収入金		118,252		110,415	
(6) 差入保証金		16,780		16,780	
(7) 長期預け金		-		167,500	
(8) 長期前払費用		30,851		20,963	
貸倒引当金		150,887		419,221	
投資その他の資産合計		509,733	35.6	391,540	47.0
固定資産合計		590,390	41.3	438,773	52.6
繰延資産					
1 株式交付費		360		132	
繰延資産合計		360	0.0	132	0.0
資産合計		1,430,633	100.0	833,665	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
1	買掛金	31,598		22,452	
2	未払金	76,016		25,662	
3	未払費用	5,307		-	
4	未払法人税等	4,494		5,637	
5	前受金	15,826		13,604	
6	預り金	25,523		14,335	
7	返品調整引当金	38		13	
8	事務所移転費用引当金	-		17,000	
9	その他	751		678	
	流動負債合計	159,555	11.2	99,384	11.9
固定負債					
1	長期未払金	80		-	
	固定負債合計	80	0.0	-	
	負債合計	159,635	11.2	99,384	11.9
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
1	資本金	1,304,328	91.2	1,460,495	175.2
2	資本剰余金				
(1)	資本準備金	1,179,622		1,335,788	
(2)	その他資本剰余金	108,696		108,696	
	資本剰余金合計	1,288,318	90.0	1,444,485	173.3
3	利益剰余金				
(1)	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金	1,321,649		2,170,699	
	利益剰余金合計	1,321,649	92.4	2,170,699	260.4
	株主資本合計	1,270,997	88.8	734,281	88.1
	純資産合計	1,270,997	88.8	734,281	88.1
	負債純資産合計	1,430,633	100.0	833,665	100.0

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			394,830	100.0		336,680	100.0
売上原価							
1 期首商品及び製品棚卸高		9,714			102,936		
2 当期商品仕入高		22,355			18,175		
3 当期製品製造原価		494,515			76,235		
4 ソフトウェア償却額		10,134			7,110		
5 支払ロイヤリティ		28,266			26,917		
合計		564,987			231,374		
6 他勘定振替高		-			51,357		
7 期末商品及び製品棚卸高		348,121	216,866	54.9	16,900	163,116	48.4
売上総利益			177,964	45.1		173,564	51.6
返品調整引当金繰入額			38	0.0		13	0.0
返品調整引当金戻入益			568	0.1		38	0.0
差引売上総利益			178,494	45.2		173,589	51.6
販売費及び一般管理費			612,273	155.1		583,750	173.4
営業損失			433,779	109.9		410,161	121.8
営業外収益							
1 受取利息		6,981			7,467		
2 有価証券利息		2,241			908		
3 貸倒引当金戻入益		5,011			109		
4 販売奨励金		76			76		
5 業務受託料収入		8,195			59,975		
6 その他		519	23,024	5.8	447	68,983	20.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外費用					
1 支払利息		-		107	
2 株式交付費償却額		1,369		227	
3 株式交付費		3,616		1,093	
4 たな卸資産評価損		4,884		-	
5 為替差損		6,692		9,652	
6 社債発行費等償却費		7,218		-	
7 増資関連費		-		20,712	
8 その他		160	23,942	32	31,826
経常損失			434,696	110.1	373,004
特別損失					
1 固定資産除却損		-		25,015	
2 減損損失		-		27,580	
3 投資有価証券評価損		-		4,099	
4 貸倒引当金繰入額		36,685		36,685	
5 事務所移転費用引当金繰入額		-		17,000	
6 臨時たな卸資産評価損		270,179		51,357	
7 ソフトウェア臨時償却		12,060		-	
8 関係会社貸倒引当金繰入額		114,202		231,648	
9 関係会社株式評価損		337,767		80,368	
10 その他		111	771,006	195.3	473,756
税引前当期純損失			1,205,703	305.4	846,760
法人税、住民税及び事業税			950		2,290
当期純損失			1,206,653	305.6	849,050

## 製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	2	426,276	86.6	17,607	23.1
労務費		18,210	3.7	21,275	27.9
経費		47,625	9.7	37,352	49.0
当期総製造費用		492,112	100.0	76,235	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,425		-	
合計		498,537		76,235	
他勘定振替高	3	4,022		-	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		494,515		76,235	

(注)

前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)																
<p>1 当社の原価計算は個別原価計算を採用しております。</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>業務委託費</td> <td>42,753千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>3,804千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>432千円</td> </tr> </table> <p>3 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td>4,022千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,022千円</td> </tr> </table>	業務委託費	42,753千円	賃借料	3,804千円	減価償却費	432千円	ソフトウェア仮勘定	4,022千円	計	4,022千円	<p>1 当社の原価計算は個別原価計算を採用しております。</p> <p>2 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>業務委託費</td> <td>34,768千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>1,972千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>186千円</td> </tr> </table> <p>3</p>	業務委託費	34,768千円	賃借料	1,972千円	減価償却費	186千円
業務委託費	42,753千円																
賃借料	3,804千円																
減価償却費	432千円																
ソフトウェア仮勘定	4,022千円																
計	4,022千円																
業務委託費	34,768千円																
賃借料	1,972千円																
減価償却費	186千円																

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年12月31日残高(千円)	789,734	665,028	108,696	773,724	114,996	1,448,463
事業年度中の変動額						
ストックオプションの行使による新株の発行	39,722	39,722	-	39,722	-	79,444
転換社債型新株予約権付社債の転換による新株の発行	474,872	474,872	-	474,872	-	949,744
当期純損失	-	-	-	-	1,206,653	1,206,653
事業年度中の変動額合計(千円)	514,594	514,594	-	514,594	1,206,653	177,465
平成19年12月31日残高(千円)	1,304,328	1,179,622	108,696	1,288,318	1,321,649	1,270,997

当事業年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成19年12月31日残高(千円)	1,304,328	1,179,622	108,696	1,288,318	1,321,649	1,270,997
事業年度中の変動額						
ストックオプションの行使による新株の発行	11,176	11,176	-	11,176	-	22,352
第三者割当増資による新株の発行	144,990	144,990	-	144,990	-	289,981
当期純損失	-	-	-	-	849,050	849,050
事業年度中の変動額合計(千円)	156,166	156,166	-	156,166	849,050	536,716
平成20年12月31日残高(千円)	1,460,495	1,335,788	108,696	1,444,485	2,170,699	734,281

## 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>当社は、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが2期継続して発生しております。また、当期純損失につきましては、前事業年度が190,679千円の損失となり、当事業年度は1,206,653千円と大幅な損失となりました。</p> <p>当該状況により、当事業年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において「経営改善計画」を策定し、収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。</p> <p>「経営改善計画」は、OS事業の再構築を柱としており、当社の最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。今後は、強みを活かす方策としてOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。一方、強みを高めるための方策としては、フランスのOSディストリビューターであるMandriva S.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>また、工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。</p> <p>運転資金について</p> <p>当社は、当事業年度末において109,961千円の現金及び預金のほか、451,591千円の有価証券を保有しております。当該有価証券の内容は、極めて安全性の高い公社債投信となっており、その全てが1ヶ月以内に解約可能なものとなっております。</p> <p>さらに、親会社である株式会社ライブドアホールディングスから1億円を極度額とするコミットメントラインを設定する合意が得られております。</p> <p>財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが3期継続して発生しております。</p> <p>当該状況により、当事業年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、平成20年2月15日の取締役会において策定した「経営改善計画」に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。</p> <p>平成21年の「経営改善計画」は以下のとおりであります。</p> <p>(1) OS事業の再構築</p> <p>当社の最大の強みであるOSの開発力を最大限活かすと同時に、より一層高めることが収益力の改善に繋がると考えております。</p> <p>今後は、強みを活かす方策として引き続きOS製品を安定的にリリースすることにより、ユーザーが一層安心してOS製品を利用する環境を提供することに努めます。また、強みを高めるための方策として、引き続きフランスのOSディストリビューターであるMandriva S.A.との共同プロジェクトを通じて品質及び価格競争力の向上を図り、収益性の改善に努めます。</p> <p>(2) コスト低減の徹底</p> <p>引き続き工程改善の徹底、プロジェクトマネジメント力の向上、バック・オフィスの共有化等によりコスト低減の徹底を図り、収益性の改善に努めます。具体的な方策といたしましては、平成20年12月15日に公表いたしましたとおり、当社は人的リソースの最適化を図ることを目的とした希望退職者の募集を実施し、20名が平成21年1月～3月の間において退職する予定であります。また、以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。</p> <p>運転資金について</p> <p>当社は、当事業年度末において206,616千円の現金及び預金を保有し、財務面におきましては、自己資本比率88.1%あり、当面の資金繰りについて支障はありませんが、今後もキャッシュ・フローの改善に努めて参ります。</p> <p>財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

## 重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 先入先出法による原価法</p> <p>(2) 製品 先入先出法による原価法</p> <p>(3) 材料 先入先出法による原価法</p> <p>(4) 仕掛品 個別法による原価法</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 製品 同左</p> <p>(3) 材料 同左</p> <p>(4) 仕掛品 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 8～15年 工具器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（2～3年）に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 企業規模拡大のために行う資金調達等の財務活動に係るものは、繰延資産に計上し、定額法（3年）により償却しております。 それ以外のものは、支出時に費用計上しております。</p> <p>(2) 社債発行費等 社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 同左</p> <p>(2) 社債発行費等</p>
<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務の資産及び負債については、決算日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 返品調整引当金 商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。</p> <p>(3)</p>	<p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 返品調整引当金 同左</p> <p>(3) 事務所移転費用引当金 来期における事務所移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的に見積もることができる額を計上しております。</p>
<p>7 収益の計上基準</p> <p>取引先の検収を要する受託業務については、検収基準を採用しております。製品の提供につきましては、出荷基準を採用しております。</p>	<p>7 収益の計上基準 同左</p>
<p>8 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>8 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左</p>

## 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当事業年度より、平成19年度の税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法によっております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、資産の合計額の100分の1を超えたため区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前事業年度における「立替金」の金額は8,638千円であります。</p>	

## （重要な後発事象）

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）</p>
<p>（子会社の異動）</p> <p>当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において、セイユーシステムズ株式会社の子会社である上海西友信息技术有限公司の株式の90%を取得した上で、同社の商号を「拓林思上海軟件有限公司」とすることを決議しております。</p> <p>株式取得の目的</p> <p>当社とマイクロソフト社（Microsoft Corporation、米国ワシントン州、NASDAQMSFT）とは業務提携契約を締結しております。今回子会社となる上海西友信息技术有限公司（拓林思上海軟件有限公司）は、業務提携契約の一つである「LinuxサーバとWindowsサーバとの相互運用性の向上」について、開発拠点としての役割を担うものであります。</p> <p>株式取得の相手会社の名称 セイユーシステムズ株式会社 買収する会社の名称、事業内容、規模 商号 上海西友信息技术有限公司 事業内容 システム開発 売上高 242千円 総資産 1,808千円 純資産 375千円 （平成18年12月期）</p> <p>株式取得の時期 株式取得予定 平成20年3月下旬 取得価額及び取得後の持分比率 取得価額 20,000,000円 取得後の持分比率 90.0%</p>	<p>（希望退職者募集の結果に関して）</p> <p>当社は、平成20年12月15日開催の取締役会の決議に基づいて希望退職者の募集を行い、下記の結果となりました。</p> <p>1. 希望退職者募集の理由</p> <p>当社を取り巻く経営環境は大変厳しくなっており、平成18年12月期より3期連続で損失を計上しております。今後は市場の変化に対応するため、また人的リソースの最適化を図るため、社内の事業構造や組織体制について思い切った改革を行っていく必要があると考えておりました。このような状況の中で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を踏まえ、自らの意思で「ネクストキャリア」を志向する社員に対し、会社が転進支援金や再就職の支援を行うことを目的として「希望退職制度」を実施することを決定致しました。</p> <p>2. 希望退職者募集の概要</p> <p>(1) 募集人員 30名 (2) 募集期間 平成21年1月9日から平成21年1月16日まで (3) 退職日 平成21年1月31日（業務都合により例外適用あり） (4) 優遇措置 会社都合の退職とし、転進支援金として月額報酬の2 - 3ヶ月相当額を支給する。また、希望者には外部委託会社による再就職支援を斡旋する。</p> <p>3. 希望退職者募集の結果 応募者数 26名</p> <p>今回の希望退職者募集に伴う退職一時金等は約41百万円であり、平成21年12月期において特別損失に計上する予定であります。</p> <p>（第9回新株予約権の発行）</p> <p>当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年2月20日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。</p> <p>新株予約権の割当日 平成21年2月20日 新株予約権の割当を受ける者 China Satcom Investment Limited 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式 600株 発行する新株予約権の総数 90個 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個当たり金598,200円 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額） 株式1株当たりの払込金額（行使価額）金22,770円 新株予約権の行使期間 平成21年2月20日～平成21年8月19日 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 株式1株当たり金11,385円</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
	<p>(子会社における事業の全部又は一部の休止又は廃止) 当社の連結子会社のエイミーストリートジャパン株式会社は、平成21年2月9日開催の取締役会にて、音楽配信事業の休止に関する決議を行い、平成21年2月10日付けで音楽配信事業を休止しております。</p> <p>1.音楽配信事業の休止の理由 当社グループは、経営リソースの最適化を行い、当社グループの最も得意とし、収益性の高い事業へ優先的に経営リソースの投下を行い、売上及び利益の確保を目指しております。当該事由から、当連結子会社の事業につきましては、当社グループの主要な事業ドメインから外れることになり、今回の音楽配信事業の休止となりました。</p> <p>2.子会社の概要 商号：エイミーストリートジャパン株式会社 代表者：代表取締役社長 矢野広一 所在地：東京都渋谷区渋谷3-3-5 設立年月日：平成19年10月22日 事業の内容：インターネットによる音楽配信事業 資本金：金40百万円</p> <p>3.内容 休止する事業 音楽配信事業 業績（平成20年12月31日時点） 売上高： - 百万円 営業損失： 9 百万円 経常損失： 9 百万円 当期純損失： 69百万円</p> <p>4.当該事象の損益に与える影響額 当該子会社の事業休止による業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。</p>

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	平成20年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第14期)	自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日	平成20年10月14日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第15期中)	自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日	平成20年9月26日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月28日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月26日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 隆之  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前連結会計年度209,454千円、また当連結会計年度1,221,895千円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月25日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      田 口 邦 宏  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      人 見 敏 之  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ターボリナックス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間において、継続して営業損失及び中間純損失を計上し、営業キャッシュ・フローも継続してマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月28日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は転換社債型新株予約権付社債を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月26日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中川 隆之  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 南 成人  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 隆 之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成18年度190,679千円、また当事業年度1,206,653千円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年9月25日

ターボリナックス株式会社

取締役会 御中

清友監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      田 口 邦 宏  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公 認 会 計 士      人 見 敏 之  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているターボリナックス株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ターボリナックス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年1月1日から平成20年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当中間会計期間において、継続して営業損失及び中間純損失を計上し、営業キャッシュ・フローも継続してマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。